

令和6年度第1回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

- 1 日 時 令和6年7月31日（水）午前10時から
2 場 所 秋田県教育会館3階 B会議室
3 出席者 委員長 面 山 恭 子
委 員 徳 重 英 信 加 納 静 佳
佐々木 寿 一 渡 辺 純 也

4 議 事

（1）報告事項

① 県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について

－ 質疑・意見等なし －

② 指名停止等の運用状況について

面 山 委 員 長 インターネットの情報だと同じ会社が繰り返し指名停止の処分を受けているようだが、業者にとってそれほどインパクトのある処分ではないのか。処分を受けた業者は、二度と同様のことをしないようにするとはなかなかならないのか。

事 務 局 例えば、県が指名停止した場合、その期間中は入札に参加できなくなる。処分を受けた業者は当然、指名停止基準に違反しないように改善しているものと思われる。

（2）審議事項

抽出案件① 《鹿角地域振興局建設部：河川災害復旧工事 04-0076-11》

渡 辺 委 員 落札率が高くなった要因と入札参加者が少なかった要因について教えていただきたい。

鹿角地域振興局 本工事は令和4年8月豪雨の災害復旧工事で、同災害による被災箇所が多く、業界からは配置する技術者の確保が厳しい状況であるとの意見もあったことから、近接する複数箇所をまとめて発注した。積算に当たっては、施工箇所点在工事に該当しなかったため、点在工事にかかる諸経費の補正は適用していないが、落札者は、箇所ごとに施工管理を行う必要があり実行予算の縮減は困難であると判断したものと推察され、このような状況から、落札率が高くなったものと考えられる。

入札参加者が少なかった理由は、複数箇所の工事のため、単一箇所の工事と比較して施工管理等が繁雑となるほか、管内では災害復旧工事が多数発注されていたことなどから、技術者の確保も容易ではなかったためと推定される。

加 納 委 員 資料68ページには、着工が令和6年3月1日、完成が3月29日となっているが、1ヶ月に満たない期間で、複数箇所の工事を行うのは適切なのか。

鹿角地域振興局 発注時点では翌年度への予算の繰り越し手続きを行っ

ていなかったため、年度内の工期としているが、特記仕様書には手続き終了後、工期を翌年度10月まで延長すると明記している。

佐々木委員 災害工事は不調等を重ね、厳しい状況にあることは十分認識している。鹿角地域振興局の説明で、業界から配置技術者の確保が難しいという意見をいただいたとあったが、これは恐らく格付A級の業者を中心にヒアリングしたものと思われる。本工事を分割し、B級やC級を対象としたら落札できた可能性もあったのではないかな。

また、令和5年8月に発注したところ不調だったということだが、今回の発注では内容を変更したのか。全く同じ工事を発注したのか、何らかの工夫をし工事内容を変えて発注したのか教えていただきたい。

鹿角地域振興局 1点目の質問については、建設業協会に状況等を伺ったものであり、A級の業者が中心というのはおっしゃるとおりだが、A級も厳しいが、B級やC級はさらに厳しいという話だった。

2点目の質問については、工事内容は全く変えていない。何か変えられるところがあれば変えようというのもあったが、災害復旧工事という制約もあったため、検討した結果、変えずに再発注した。

佐々木委員 B級との意見交換は鹿角地域振興局で行っているのか。
鹿角地域振興局 行っている。

佐々木委員 このような工事はただでさえ儲からない工事だと思うが、まとめた方が利益が高くなることもあり、B級の施工状況の厳しさを把握した上でこのような形での発注ということであればしょうがない。

抽出案件② 《秋田地域振興局建設部：地方道路改築補助工事 05-HF31-30》

渡辺委員 落札率が低くなった要因と入札参加者が多かった要因について教えていただきたい。また、落札額が低入札調査基準価格と同額で、5者によるくじ引きとなった要因のほか、失格者が多かった要因及び失格の理由についても教えていただきたい。

秋田地域振興局 各企業の手持ち工事数が比較的少ない時期の発注であり、入札参加者の受注意欲が高かったことに加え、各企業とも管内を代表する重要案件であると捉えていたことにより、結果的に強い競争性が働き、落札率が低くなったものと推察される。また、入札参加者が多かった要因についても、本工事を管内を代表する重要案件と考え、受注意欲が高まったためと推察される。

落札額が低入札調査基準価格と同額でくじ引きとなった要因としては、工事費の算出が比較的容易で、複数者が低入札調査基

準価格を高い精度で積算し応札したためと推察される。失格者が多かったのは、工事費の算出が比較的容易な工種ではあったが、他工事の発注が多数重なった時期でもあったことから、結果的に調査基準価格を下回る入札となったものと推察される。失格の理由は各者とも「技術者の増員配置が不可」であったことである。

徳重委員 入札参加者が多かった要因について、受注意欲が高まったからという理由は理解できた。また、落札額が低入札調査基準価格と同額であったことについても、この工事の積算が恐らく容易だったためということで理解できた。資料 77 ページの中で失格となっている業者は全て低入札調査基準価格を下回っているからという理解でよいのか。

秋田地域振興局 失格となった者については低入札調査基準価格を下回ったため審査を行っており、技術者の増員配置が不可という理由で失格となっている。

徳重委員 受注意欲が高まっていれば価格を低くし落札できるようにするモチベーションがあると思っているが、この理解に誤りはないか。

秋田地域振興局 意欲が高いのでできるだけ受注したく、競争の中で一番低い価格で入札したいため、低入札調査基準価格を狙って応札をしたと思われる。その中で低入札調査基準価格を精度高く算定できた会社が今回は複数おり、抽選となった。低入札調査基準価格よりも低い価格で応札した場合は低入札受注となり、技術者の増員配置が必要となる等ペナルティがあるため、それを行ってまでの受注は希望しなかったものと考えている。

徳重委員 低入札調査と技術者の増員配置の関係について教えていただきたい。

秋田地域振興局 低入札調査基準価格を下回った入札があった場合の手順は次のとおりである。まず、失格判断基準価格以上の入札であるか、金額での審査を行う。次に、見積もりの内訳を確認し、履行が確実だと判断できるような内容になっているか、必要経費を見込んでいるか、見積額の審査を行う。最後に、低価格での入札のため、現場の品質を確保しなければならないので技術者をもう 1 名配置できるかを要件としている。以上 3 点の審査を行い、失格か否か判断している。

面山委員長 予定価格を事前公表すると、業者は一定の計算方法で計算し同価格で入札するため抽選で決めることになる。抽選を避けるために予定価格の事前公表をやめることも考えられるが、この点についての県の考えを伺いたい。

建設政策課長 国等は予定価格の事前公表を行っていないが、県の場合は基本的に公表している。モデル的に事後公表としている案件もあるが、比較すると結果に大差がないことになっている。

- 技術管理課長 本県では業者間での叩き合いを防ぐため、また、ある程度の価格をもって地場産業等含めて育成する関係上、事前公表としている。試行的に事後公表も毎年行っているが、事前公表との結果に大差がないこともあり、地場産業の育成といった観点から事前公表を継続している。
- 佐々木委員 低入札調査基準価格を下回って契約した実績はどれくらいか。
また、本工事は工事箇所間の距離が離れており、入札参加者が多く、人気のある工事だったことを踏まえると、受注機会の確保の点から分割して発注することも考えられたと思うが、このことについて県としての考えを伺いたい。
- 秋田地域振興局 1点目の質問について、低入札調査は頻繁に行っているが、調査を経て契約した実績は令和5年度で7件だった。内訳はA級0件、B級2件、C級5件となっており、全体に占める割合は8%程度である。
2点目の質問については、工事が2つに分かれており、A工区は主に山を掘削して土砂を排出する工事、B工区はその土を使って盛土をする工事、同じ土を使うものだったので1つにまとめて発注した。
- 佐々木委員 低入札案件が思ったよりも多かった。A級は技術者を増員してまでは受注したくないが、B級やC級は数が少ないため増員してでも受注したいという認識でよいか。
- 秋田地域振興局 恐らくそのとおりである。